

ハラスメント相談窓口を設置しています。

職場でのセクハラ・パワハラ・マタハラなどのハラスメントについて、ひとりで悩んでいませんか？

セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)の例	パワー・ハラスメント (パワハラ)の例	マタニティ・ハラスメント (マタハラ)の例
<input type="checkbox"/> 体への不必要な接触 <input type="checkbox"/> 食事やデートにしつこく誘う <input type="checkbox"/> 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりする <input type="checkbox"/> 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと言う など *同性に対する行為も対象になります。	<input type="checkbox"/> 殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたりする <input type="checkbox"/> 同僚の前で、些細なミスを大きな声で叱責する <input type="checkbox"/> 挨拶を無視する <input type="checkbox"/> 掃除などの雑用だけをやらせる など	<input type="checkbox"/> 育休の取得について上司に相談したら「男のくせにありえない」と言う <input type="checkbox"/> 「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」という など

相 談 員

- 坂西 雅史（男性）（教育指導課教職員係長）
- 新保 日菜（女性）（教育指導課教職員係員）
- 武田 貴裕（男性）（指導主事）
- 野田 豊（男性）（指導主事）

ひとりで悩まず、
どなたでもお気軽に
ぜひ相談してください

ハラスメント相談窓口

武蔵村山市教育部教育指導課教職員係

電 話 ☎：042-565-1111（内線 441・442）

メール ✉：kyousyokuin@city.musashimurayama.lg.jp

あなたの周りで起こっているハラスメント行為についてもお気軽にご相談ください

相談するにあたって

- ◆相談者及び関係者のプライバシーに十分配慮するとともに、相談内容については、外部に漏れることはありません。
- ◆相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはいりません。
- ◆内容が不明確な場合、確認の御連絡をする場合があります。
- ◆過去の所属における事案等については、対応できない場合があります。